

美唄市自殺対策計画

(第2期)

令和6年度～令和11年度

素案【概要版】

令和6年3月

美唄市

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

日本における自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」と認識されるようになり、自殺者数は全国では、3 万人台から 2 万人台に減少するなど着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、令和 2 年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、11 年ぶりに前年を上回り、令和 4 年には男性の自殺者数も増加し、小中学校生の自殺者数は過去最多となっています。この間、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することとされました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、「誰にでも起こり得る危機」です。

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連政策との有機的な連携が図られ「生きることの包括的な支援」として実施されなければならないため(自殺対策基本法第 2 条)、「美唄市自殺対策計画」において、これまで市役所全体で自殺対策に取り組んできたことを更に関係機関・団体との連携や市民の理解を得ながら総合的に推進するために「美唄市自殺対策計画(第 2 期)」を策定するものです。

本計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、全庁的な連携の下、関係機関・団体との連携を図りながら自殺対策の取組を推進していくために『誰もが、生き心地良く暮らせるまち・びばい』を実現していくことを基本理念とします。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法改正により、市町村自殺対策計画(第 2 項)を定める規定に基づく「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

3 計画の期間

令和 6 年度から令和 17 年度までの計画期間である「びばいヘルシーライフ 21(第 3 期)」の中間評価と本計画の最終評価の時期を合わせ、「美唄市自殺対策計画(第 2 期)」の計画期間を、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

第2章 美唄市における自殺の現状と課題

1 自殺死亡率の現状

〔表 1〕 美唄市における自殺死亡率の推移

(人口 10 万人当たり)

	2013年 H25年	2014年 H26年	2015年 H27年	2016年 H28年	2017年 H29年	2018年 H30年	2019年 R1年	2020年 R2年	2021年 R3年	2022年 R4年
美唄市	28.2	28.6	37.5	12.8	30.8	27	23.2	14.3	14.6	30.0
北海道	22.2	20.7	20.1	18.1	18.1	18.1	17.9	17.9	18.4	18.9
全国	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5	16.2	15.7	16.4	16.6	17.4

出典:厚生労働省「自殺の統計(地域における自殺の基礎資料)」

自殺死亡率は、全国や北海道では〔表 1〕のとおり減少の傾向が見られています。本市は令和 2 年及び令和 3 年は全国や北海道を下回りましたが、全国や北海道同様に新型コロナウイルス感染症による社会的な孤立等の影響が想定され、令和 4 年に再び増加に転じています。いずれにしても、〔表 2〕のとおり平成 25 年から令和 4 年までの 10 年間の自殺死亡率の平均が「24.7」であり、全国や北海道の数値を上回っている現状です。

〔表 2〕 過去 10 年間の平均自殺死亡率

	平成25～令和4年
美唄市	24.7
北海道	19.0
全国	17.5

※自殺統計に基づく自殺死亡率(人口 10 万人当たり)
死亡率の基準人口には各年の住民基本台帳に基づく
人口・人口動態及び世帯調査(総務省)を用いた

2 美唄市の自殺対策に関する課題と今後の方向性

(1) 課題

- ◆自殺対策(ゲートキーパー機能等)の強化、「気づき、見守り、つなぐ」仕組みづくり
- ◆自殺対策計画に基づき、庁内の横断的な連携とともに、庁内外の社会資源とのつながりや連携の維持
- ◆若者支援への取組の構築、壮年期男性、壮年期・高齢期女性への対策強化

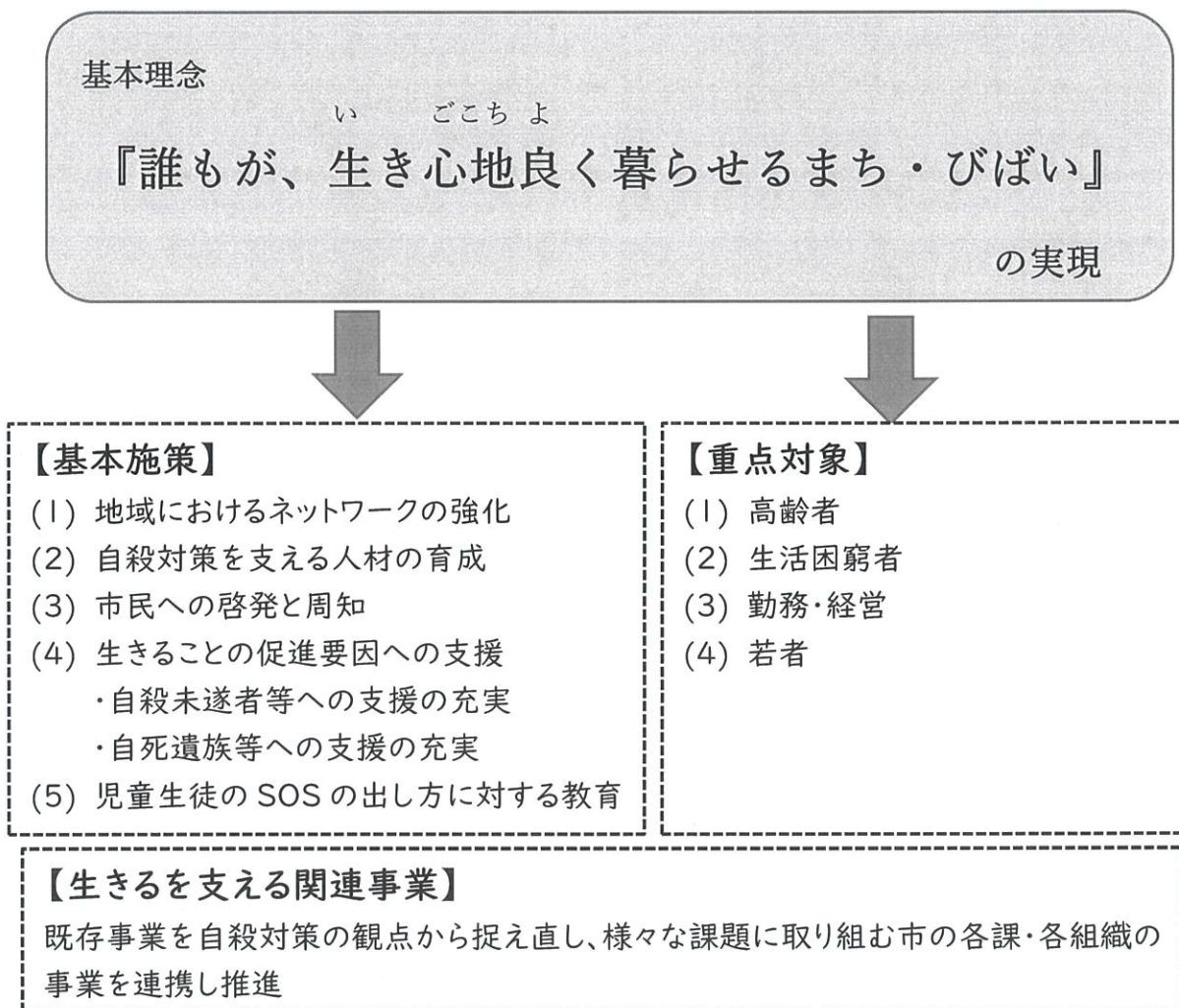
(2) 今後の方向性

自殺で亡くなられた方の社会的孤立等の背景や現状を受けとめ、悩みや不安を声に出し相談することの大切さを市民に周知啓発していきます。また、治療の有無にかかわらず、メンタルヘルスの不調を根底に抱え生きづらさ・悩みを抱えた方に気づき・キャッチできる相談力と関係機関につなぐ、つながる「ゲートキーパー機能」を強化し、誰も自殺に追い込まれることのない、誰一人取り残さない共生型社会の構築の実現を目指します。

第3章 自殺対策における取組

1 美唄市における施策の体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むべき【基本施策】と、本市の自殺の実態を踏まえてまとめた【重点対象】、さらに、本市において既に行われている様々な事業を【生きるを支える関連事業】と位置付け、包括的・全庁的に自殺対策を推進します。



2 基本施策・重点対象

(1) 地域におけるネットワークの強化

- ・生きる支援に関する市役所内各所属が相互に、さらに、関係機関・団体とも連携を図ります。
- ・美唄市健康づくり推進委員会、美唄市健康づくり庁内推進委員会、美唄市自立支援協議会等とのつながりを強化していきます。
- ・市民の様々な相談、窓口の対応等により、関係機関との情報共有やケース検討が必要な際は、適時連携を図り重層的な支援体制を推進していきます。

(2)自殺対策を支える人材の育成

- ・サポートや支援が必要な対象への理解を深め、対応のスキルアップを図るとともに、関係機関・団体や地域との連携促進が必要なことから、自殺リスクの高い方の早期発見と早期支援のため、追い込まれた心理的な危機サインに気付き、傾聴し、見守り、相談機関につなげる仕組みとして、健康づくり組織を始め、地域、企業、関係職種等を対象に、ゲートキーパー(※)研修会等の学習会を開催していきます。

※ 「ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことを言う。」：厚生労働省ホームページより引用

(3)市民への啓発と周知

- ・自殺対策基本法に規定される9月の自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)に、国、市町村、団体等と連携した啓発事業等を実施し、市民一人一人の自殺のサインへの気付きや適切な対処方法等の理解促進とともに「自殺は誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成を図ります。

(4)生きることの促進要因への支援

- ・生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすという双方の取組の推進を図ります。良好な睡眠やストレスと上手に付き合う考え方、方法、ストレスチェック等について周知啓発を図ります。
- ・自殺未遂者、自死遺族等への支援について、管轄の保健所と連携し、現状を把握するとともに、救急や医療、北海道、保健所等と情報共有の機会を設け、必要な対策や取組について検討していきます。

(5)児童生徒のSOSの出し方に対する教育

- ・児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付け、必要な時にSOSを出すことができるよう教育の推進を図ります。
- ・学童思春期の子どもたちを対象に、「いのち」を育む健康教育の取組を推進していきます。
- ・児童生徒のSOSに関連する研修会等に参加し、理解の促進を図ります。

◆重点対象「高齢者(男女)」

保健、医療及び福祉等関係機関との連携を促進し、病気の苦しみ、様々な悩みや不安によって心理的に追い込まれることを防ぎ、早期に相談先につながるることができる支援とともに、様々な要因から高齢者の変化しやすいメンタルヘルスについて、市全体で理解を深められるよう周知啓発を図っていきます。

◆重点対象「働き世代の青壮年期(男女)」

家族関係、職場など所属する中での悩みや不安、心身の不調や病気などをきっかけに心理的に追い込まれ「うつ状態」となるプロセスから、周囲が気付き、見守り、声かけ、つなぐ「ゲートキーパー機能」の強化とともに、職域や企業、子育て世代の集まる機会等を通じて、心の変化やストレスとの上手な付き合い方、睡眠に関する情報等の健康教育やポスターの掲示、ホームページ等を活用し周知啓発を図ります。

3 生きるを支える関連事業

美唄市の関係各課の事業について、庁内横断的な連携を推進するため整理し、「生きるを支える」視点で進捗管理をしていきます。

第4章 計画の推進体制

1 推進体制等

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力の下に、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、「美唄市健康づくり推進委員会」及び「美唄市健康づくり庁内推進委員会」において、自殺対策計画の推進と進行管理を行うことを始め、進捗状況の評価や検証結果については、計画推進の責任者である市長へ報告し、計画の見直しや次期計画の策定を行っていきます。

美唄市自殺対策計画

令和 6 年 3 月

発行 美唄市

編集 美唄市保健福祉部健康推進課
〒072-0026 北海道美唄市西 3 条南 3 丁目 6 番 3 号
電話 0126-62-1173
FAX 0126-62-1088
E-mail hoken-c@city.bibai.lg.jp